

産業建設分科会会議録

=====  
日時 令和5年12月14日（木曜日）

午前10時から午前10時50分まで

場所 第4委員会室  
-----

日程

- 1 開会
  - 2 協議・説明事項  
(1) 議案第88号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）  
(2) 議案第109号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第8回）
  - 3 その他
  - 4 閉会
- 

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司  
副委員長 今野 貴子  
委員 竹内 裕  
委員 寺内 充  
委員 海老原 一郎  
委員 下村 壽郎  
委員 島岡 宏明  
委員 吉田 直起

-----

欠席委員（0名）

-----

説明のため出席した者（15名）

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 産業経済部長    | 佐藤 亨  | 都市政策部長    | 塚本 隆行 |
| 建設部長      | 渡辺 善弘 | 商工観光課長    | 沼尻 健  |
| 農林水産課長    | 黒須 清一 | 都市計画課長    | 飯泉 貴史 |
| 都市整備課長    | 福澄 雄祐 | 施設・公園管理課長 | 中島 賢市 |
| 建築指導課長    | 齋藤 仁志 | 道路管理課長    | 滝田 昌暁 |
| 道路建設課長    | 浅岡 武徳 | 住宅営繕課長    | 三浦 誠  |
| 下水道課長     | 室町 和徳 | 水道課長      | 和田 利昭 |
| 農業委員会事務局長 | 坂本 直親 |           |       |

---

傍聴者 0 名

---

事務局職員出席者 松本 裕司

---

○平石委員長 ただ今から産業建設分科会を開催いたします。資料は、サイドブックの「本会議」、「令和 5 年」、「第 4 回定例会」、「事前配布資料」、「議案第 79 号～議案第 107 号」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いいたします。はじめに、分科会としての審査となります。(1) 議案第 88 号令和 5 年度土浦市一般会計補正予算(第 7 回)について、説明をお願いします。

○坂本農業委員会事務局長 農業委員会です。資料は、タブレットの 61 ページをお願いいたします。5 款の農林水産業費をお願いします。1 項農業費、1 目農業委員会費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。説明は以上となります。

○黒須農林水産課長 引き続き、62 ページをお願いいたします。2 目農業総務費は主に農林水産課及び農業公社の人件費となっており、2 節給料、4 節共済費を補正減等するものです。補正の理由といたしましては、人事異動や育児休業に伴う給料、共済負担金の減額によるものです。つづきまして、恐れ入りますが、49 ページにお戻りください。第 2 表の債務負担行為補正について御説明いたします。表の 5 段目の土浦市農業センター指定管理者指定料は、後ほど説明させていただく議案第 96 号と関連するものですが、農林水産課所管の土浦市農業センターの指定管理の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、指定管理を行うに当たり、令和 6 年度から 3 年間の指定管理料に係る、債務負担行為の補正予算をお願いするものです。令和 6 年度から 3 年間で、限度額 1,388 万 6,000 円とするものです。説明は以上となります。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。49 ページをお願いします。ただ今、商工観光課では債務負担行為補正が 4 施設ございまして、まず、土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料です。円滑な業務運営を継続させるために、債務負担行為を設定し、指定管理の期間と限度額を定めるものでございます。指定期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。以下 3 施設、土浦市国民宿舎「水郷」、まちかど蔵、小町の館も同様でございます。指定管理の限度額については、それぞれ、右側に記載のとおりとなっております。つ

ぎに、歳出の補正を御説明いたしますので、恐れ入りますが資料の62ページをお願いします。上から二つ目の大きな箱、第6款商工費、1目商工総務費は、人事異動に伴います職員人件費の減額補正263万円です。その下、2目商工業振興費は、右側の説明欄に記載のとおり、商工業振興育成事業、こちらは産業文化事業団で指定管理を行っている勤労者総合福祉センターの指定管理料336万円の減額補正です。内容は職員の人事異動等に伴う人件費の減額と、逆に光熱水費等が増額しておりまして、増減を差し引いたものとなっております。その下、わくわく茨城生活実現事業ですが、東京圏から本市に移り住んできた方への移住支援金で、2,950万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳は、単身者6任人、世帯が19世帯、子ども加算23人分となっております。4分の3は県からの交付金で賄われます。その下、4目勤労青少年ホーム運営費も、職員の異動に伴う人件費の減額補正で、最後の5目観光費は、次の63ページの一番上に続きますが、産業文化事業団本部への人事異動に伴う人件費の増額補正で、83万5,000円となっております。商工観光課の説明は、以上です。

○滝田道路管理課課長 道路管理課でございます。ひきつづき、御説明いたします。63ページをお願いいたします。中段の表、7款土木費、1項土木管理費は、人事異動等に伴う人件費の減額補正でございます。つぎに、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、同じく人件費の補正と乙戸地内で発生しました自転車事故の訴訟が7月5日に和解し、保険での支払いが済んだことによる減額補正でございます。つづきまして、2目道路維持費は、想定外に起きました6月の大雨災害とグレーチングの盗難に係る費用の増額補正でございます。64ページをお願いいたします。3目道路新設改良費及び3項河川費も、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。説明につきましては以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづいて、65ページをお願いいたします。4項都市計画費の1目都市計画総務費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の過不足について補正をお願いするものです。つづきまして、都市計画総務費より繰出ししております下水道事業会計繰出金につきましては、人事異動に伴います人件費の減によるものとなっております。3目の建築指導費及び7目の荒川沖木田余線街路事業費につきましても、先ほどと同様に、人事異動に伴います人件費の過不足につきまして、補正をお願いするものでございます。都市計画課からは、以上となります。よろしく申し上げます。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課です。65ページの下段、7款土木費、5項

住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。2節給料から4節共済費につきましましては、人事異動等に伴う補正となっております。説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。つづきまして、議案書49ページ、第2表債務負担行為補正の下から3行目をお願いいたします。霞ヶ浦総合公園テニスコート指定管理者指定管理料につきまして、本年度で指定期間が満了となりますので、改めて債務負担の設定をお願いするものでございます。令和6年度から令和8年度までの3年間の限度額は、6,199万1,000円となっております。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員 62ページで説明があった商工費の中に、商工業振興費っていうところがあって、これは移住のことですよね。県のわくわく茨城生活実現事業っていうのがあるんですが、なぜ商工観光関係が移住問題を扱っているのか不思議に思ったので、教えてください。

○佐藤経済産業部長 わくわく茨城生活実現事業は、当初は茨城県の事業として始まり、茨城県が指定した会社にお勤めになっていただいた方を対象ということで始めました。東京からここに勤めてもらってということで、商業的な観点からの交付金だったんですけど、その後、県は子育てとかそういうふうにシフトしているんですけど、そういうのがスタートです。県もそういう商工関係でやっていますので、手前どものほうで予算の手当をさせていただいている。制度自体は変わってきてるんですけども、うちのほうでやっております。

○下村委員 ありがとうございます。そういうことであれば分かります。ただ、実態がちょっと変わってきてるのかなというところですか。県から商工観光商工費のほうに、配分しなければいけないっていう規定はないんでしょうか。

○佐藤経済産業部長 それは、ないですね。ただ、子ども加算なんていうのがあるんで、そういうふうにシフトはしてきているところでもありますけど。年度またぎで交付してらっしゃる方とかもいますので、うちでそれはやっているということです。

○下村委員 できれば見直しをしていければいいのかなと。要するに、子供たちも含めてくるのであれば、所管を変えて見直しをしてもいいのかなっていう、そういうような気がしましたので、検討いただければと思います。

○海老原委員 国民宿舎「水郷」の名称を変えるっていうのは、まだ話はないのかな。宿泊施設はやる気ないんだよな。

○沼尻商工観光課長 この後の指定管理の時にお話させていただこうと思ったんですけれども、前回、寺内委員から、もう本体がないのにこの名前はもうおかしいでしょうという御指摘もいただいております。ですから、今後は霞浦の湯も含めまして、廃止というふうにするのかどうかとか、そういったものも含めて、また御協議いただきたいと思います。以上です。

○海老原委員 とにかく、宿泊施設は考えていないんだよな。

○沼尻商工観光課長 いろんな御意見を伺いながらということですので、水郷公園の全体像なんかも、どういったやり方が一番いいのかなということ考えております。全くゼロということではないのかもしれませんが、いろんな御意見を伺いながらということですので。以上です。

○島岡委員 前にもラクスマリーナの名前の件とか言ったときあんだけど、今度、新港とヨットハーバーのネーミングライツを、ある会社が取って名前決められるっていう話で、何とかいい名前ねえかっていう話があったりする。その業者と話したりしたか。そういうのもあるっていうのを覚えていてください。

○寺内委員 その川口二丁目の水辺の空間なんかをやっているのは、飯泉課長のほうなんで、やはり両方で話をしないとね、違う事業やっているから、突っ込まれたって答えられない。そういうときには、自分から手を挙げてくださいよ、こっちから指摘すんじゃないで。今、サウンディングで止まっているのを先に進めますからというぐらい力強い答弁をもらわないと。人のところに質問したときは、知らねえでは困っちゃうんで、そこはちゃんとやってくださいね。だから飯泉課長にしろ、福澄課長にしろ、知らないふりしないで、自分のところに来たものは、手を挙げて説明してやってください。

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算案について、賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。つづいて、委員会の審査となりますので、分科会を暫時休憩とします。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時37分)

○平石委員長 つぎに、追加議案の審査を行います。資料が変わります。サイドブックは、ホームへお戻りいただき、「産業建設委員会」、「令和5年」、「12月14日開催」、「①令和5年度土浦市一般会計補正予算(第8回)」をお開きください。分科会としての審査となります。それでは、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 資料の2ページをお願いします。追加議案、補正予算の

第8回（案）を御説明いたします。歳出の補正になります。事業名は貨物自動車運送事業者支援金支給事業です。こちらの事業は、昨年度の10月臨時会において、御承認いただいた事業とほぼ同様の内容となっております。右側の説明欄に記載のとおり、原油価格の高騰による燃料費上昇の影響を受けた運送事業者に対しての支援金の支給でございます。資料3ページを御覧ください。

2の事業内容ですが、土浦市内に事業所がある運送事業者に対しまして、固定支給として、1事業者一律5万円、車両支給として1台当たり1万5,000円、車両支給には上限額を設けまして、車両20台分の上限30万円としております。申請期間は来月の令和6年1月4日から1月31日を予定し、事業費は3,679万円で、内訳は164事業者を想定して算出しております。また、こちらの財源ですが、国からの重点支援地方交付金を活用するもので、3,679万円のうち、国庫支出金2,575万3,000円が歳入となります。資料の6は、前回の実績でございます。法人が119件、個人が30件の合計149件に対応いたしました。また、一般財団法人茨城県トラック協会から燃料費高騰対策の支援について、市長宛てに要望書が提出されておりましたので、それに応える形になるものでございます。以上、産業建設委員会の資料にて、御説明させていただきましたが、こちらの内容は、議案第109号として上程されておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。商工観光課の説明は、以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。産業建設委員会資料の4ページをお願いいたします。令和5年度第8回補正予算（案）のうち、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金補助及び交付金のうち補助金といたしまして、地域交通関連事業者等運行継続緊急支援事業につきまして、説明をさせていただきます。事業の概要でございますが、原油価格高騰による燃料費上昇の影響を受けるなか、市民の皆さんの重要な移動手段である公共交通等の運行継続に努めている事業者に対しまして、事業継続を支援するものでございます。金額につきましては、1,742万5,000円の増額補正をお願いするものとなっております。5ページをお願いいたします。事業目的の次でございます事業内容について、説明をさせていただきます。本事業につきましては、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、運行継続支援の補助金を支給するものでございます。対象となる事業者につきましては、(1)の①といたしまして、乗合バス、いわゆる路線バスでございます。そして、貸切バス、タクシー、②といたしまして乗合タクシー、③運転代行業でございます。(2)補助金額といたしましては、それぞれ、保有台数に応じて支給する

ものであり、1台当たりの金額は記載のとおりとなっております。本事業につきましては、先ほどの商工観光課と同様、追加議案のうち、議案第109号として上程されておりますので、後程、御覧いただければと思います。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○海老原委員 トラックについては、その根拠となる裏付けはここに書いてあるとおりにんだけど、それ以外のバス、貸切バス、乗合バス、貸切バス、タクシーとかの基準なるものは何だろう。

○飯泉都市計画課長 説明不足で申し訳ございません。乗合バス、貸切バス、タクシーにつきましては、関東運輸支局茨城運輸支局のほうに登録されているところから、台数を確認させていただいております。運転代行業者につきましては、茨城県の公安委員会から情報を頂いて、確認をさせていただいております。以上でございます。

○海老原委員 タクシーも含めて、業者が増えて予算が足りなくなっちゃったときはどうするのか。

○飯泉都市計画課長 先日の予算決算委員会全体会でも、歳入のほうで説明があったかと思いますが、こちらの事業者支援のほうにつきましては、国の交付金7割を充てさせていただきまして、残りにつきましては一般財源を活用させていただくということになってございますので、もし仮に、予算を上回った場合につきましては、また補正予算をお願いする形になってくるのかなと考えてございます。

○島岡委員 何月何日現在の台数ですか。

○飯泉都市計画課長 運輸支局、公安委員会からは、最新の台数を確認させていただいております。

○沼尻商工観光課長 運送事業者のほうは、前回やった時に164事業所あるということで運営局のほうで調べておりまして、その時に、実際には登録しているけれども、コロナ禍の中でつぶれちゃったとかっていうところもありましたので、この運送事業者に対しましては、ある程度対応できるというふうに考えております。以上です。

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算案について、賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。それでは、長時間にわたり、慎重なる御

審議を頂き、お疲れ様でございました。分科会長報告書は、御一任いただいでよろしいでしょうか。以上で、産業建設分科会を閉会します。